

## 策定委員会設置の経緯

1980年代後半から地球規模での環境の劣化が指摘され、1992年の国連環境開発会議では、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」において、経済と環境社会の間の持続可能な調和を実現し、現世代の全ての人々と将来世代に公正な権利を保障するような「持続可能な発展」という概念が提唱されるとともに、これを実現するための行動指針「アジェンダ21」が採択されました。世界的に環境保護への意識が高まる中、経済協力開発機構(OECD)や世界銀行等の国際機関は、援助や融資の意思決定の早い段階に環境社会配慮の手続きを設けること、透明で民主的な意思決定過程に力点を置くべきこと等の勧告をしてきました。こうした流れを受け、我が国の政府機関も、独自のガイドラインを制定するなどして、援助や融資に際し環境社会配慮を行うに至っています。

ジェトロは貿易投資振興機関として、対日投資の促進、中小企業等の輸出支援、開発途上国支援等、広範な事業を実施しています。ジェトロの事業内容は、貿易投資に関する情報の収集や提供、調査・研究、商談機会の提供、人的交流など、その多くが基本的に環境社会への負荷を及ぼさないと考えられるものでもあり、これまで環境社会配慮の手続きを構築するには至りませんでした。しかし、ジェトロも、中央官庁等からの委託事業等、稀に相手国の環境社会に負荷を及ぼす可能性のあるプロジェクトに関わることもあります。ジェトロは、独立行政法人としての社会的責任を自覚し、かかるプロジェクトが当該国の環境社会に及ぼす負荷を可及的に回避し、またはそれを最小限に抑えるため、速やかに環境社会配慮・確認を行うべく、「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」の策定作業を開始することといたしました。

環境社会配慮ガイドラインの策定には、多様な専門的知見を要します。そこで、ジェトロは、各分野の専門的見地から必要な助言及び提言を行っていただけるガイドライン策定委員会を設置し、広く外部の専門家の意見を求めることにいたしました。また、本ガイドラインは、「環境社会」という自然環境にとどまらず人権その他の社会面を含んだ環境への配慮という重要な社会的意義を有しています。そこで、ジェトロはガイドライン策定過程の公開性・民主性をより高め、一般の方々も委員会に参加できるようにするとともに、委員会の議事録をジェトロウェブサイト上で公開し、広く一般の方々からの意見を求めることにいたしました。